

別表2（第3条、第4条関係）

1 間 接 補 助 事 業	2 事業実施主体	3 間 接 補 助 対 象 経 費	4 基 準 額	5 間 接 補 助 率	6 間 接 交 付 主 体	7 補 助 率
<p>(1) 休日夜間急患センター施設整備事業</p> <p>(医療提供体制施設整備交付金交付要綱の4の(1)「休日夜間急患センター施設整備事業」に基づいて行うものをいう。)</p>	<p>休日夜間急患センターの開設者 (地方公共団体を除く)</p>	<p>休日夜間急患センターとして必要な次の各部門の新築、増改築に要する工事費又は工事請負費 診察室、処置室、薬剤室、エックス線室、検査室、事務室、待合室、仮眠室、病室、便所、玄関、廊下、暖冷房、附属設備等</p>	<p>次に掲げる基準面積に別紙に定める単価を乗じた額とする。</p> <p>基準面積</p> <p>(1) 人口10万以上の場合 150㎡ (ただし、特別に必要な場合は300㎡を限度とする。)</p> <p>(2) 人口5万以上10万未満の場合 100㎡ (ただし、特別に必要な場合は300㎡を限度とする。)</p>	<p>10分の10</p>	<p>市町村</p>	<p>3分の2</p>
<p>(2) 病院群輪番制病院及び共同利用型病院施設整備事業</p> <p>(医療提供体制施設整備交付金交付要綱の4の(2)「病院群輪番制病院及び共同利用型病院施設整備事業」に基づいて行うものをいう。)</p>	<p>病院群輪番制病院及び共同利用型病院の開設者 (地方公共団体を除く)</p>	<p>病院群輪番制病院又は共同利用型病院として必要な次の各部門の新築、増改築に要する工事費又は工事請負費 診察室、処置室、手術室、薬剤室、エックス線室、検査室、待合室、仮眠室、病室(救急専用病室)、便所、玄関、廊下、暖冷房、附属設備等</p>	<p>次に掲げる基準面積に別紙に定める単価を乗じた額とする。</p> <p>基準面積 150㎡ (ただし、特別に必要な場合は200㎡を限度とする。)</p>	<p>10分の10</p>	<p>市町村</p>	<p>3分の2</p>